

本部町立本部中学校いじめ防止基本方針

目次

I	いじめ問題に関する基本的な考え方	2
1	いじめ問題に関する基本的な考え方	
2	いじめの基本認識	
3	どのような生徒を育成していくか	
II	いじめの未然防止	3
1	生徒や学級の様子を知るためには	
2	互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには	
3	保護者や地域へのはたらきかけ	
4	いじめの未然防止のための職務別ポイント	
III	いじめの早期発見	6
1	教職員のいじめに気づく力を高めるためには	
2	いじめ発見のきっかけ	
3	いじめの態様・いじめの特性について	
4	早期発見のための手だて	
5	相談しやすい環境づくりをすすめるためには	
6	いじめの早期発見のための職務別ポイント	
IV	いじめへの早期対応	12
1	「いじめ防止対策委員会」について	
2	いじめ対応の基本的な流れ	
3	いじめ発見時の緊急対応	
4	いじめが起きた場合の対応	
5	インターネット上のいじめへの対応	
6	いじめへの早期対応のための職務別ポイント	
7	「重大事態」への対処について	
V	いじめ問題に取り組む体制	21
1	年間を見通したいじめ防止指導計画について	
2	関係機関との連携	
3	いじめ早期発見のためのチェックリスト	

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

(1) いじめの定義を理解する

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※1）に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（※2）と定義する。

【いじめ防止対策推進法より】

（※1）小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

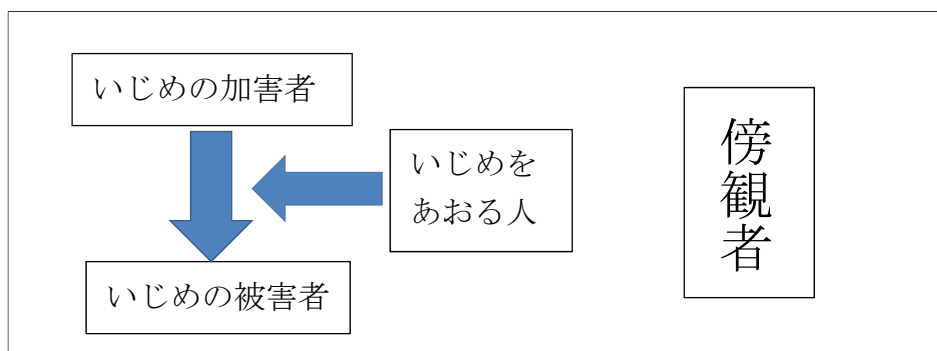
（※2）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

2 いじめの基本認識

(1) 「いじめ」は・・・

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめの構造図



3 どのような生徒を育成していくか

本部中学校では「心身ともに健康で、明るくたくましい生徒 自らが学習に励み、よく考え、高い知性の生徒 誠実で思いやりのある、心豊かな生徒 正しく判断し、自主的に行動する生徒」を学校教育目標に掲げ、いじめが起りにくい学校風土づくりのために、具体的に以下のような生徒の育成を図っていく。

- (1) いじめを許さない・見逃さない生徒の育成を図る。
- (2) 生徒会活動を通して、学校内の生徒間の問題を自治的・民主的に解決する生徒の育成を図る。
- (3) 学級・学年経営の充実を通して、公正・公平に判断し行動できる生徒の育成を図る。
- (4) 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、すべての教育活動を通して、人権教育を充実させ、人権感覚に優れた生徒の育成を図る。

II いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

1 生徒たちや学級の様子を知るためには

(1) 教職員の「気づき」が基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の「気づき」が大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている

(2) 実態把握の方法

- ①全教職員で、生徒の授業中の様子、給食・清掃時間の様子、休憩時間の様子、部活動での様子などを観察し、情報交換を密にし、生徒の実態を把握する。

- ②月毎に実施される生活アンケートから、生徒の実態を把握する。
- ③年3回設定されている教育相談旬間や、必要に応じたチャンス相談、家庭訪問などを通して生徒の実態を把握する。
- ④毎月1回、生活アンケートを実施し、その結果から学校におけるいじめ防止の取り組み状況を把握し、次の取り組みに生かす。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

キーワードは「居場所づくり」「絆づくり」で「自己有用感」を育む

- (1) 分かる授業づくりに努める。
 - ①教えるプロとしての自覚を持ち、分かる授業で生徒を学習に集中させる。
 - ②「規律・学力・自己有用感」の視点で授業づくりを見直す。
- (2) すべての生徒が参加・活躍できる授業を展開する。
 - ①一人ひとりが認められ、互いに認め合える集団づくりに授業を通して取り組む。
※具体的には言語活動に重点を置いた授業やコミュニケーション能力を高める授業など
- (3) 規律ある授業を展開する。
 - ①教師自身が授業規律を徹底して守り、生徒に守らせることで、落ち着いた授業が展開でき、けじめある集団づくりに寄与する。
- (4) 生徒一人ひとりが自らの役割を自覚し、責任をもって役割を果たす学級経営を展開する。
 - ①特に集合指導・給食指導・清掃指導を充実させることが生徒の公正・公平な集団づくりに影響を与える。
 - ②支援や配慮を要する生徒をどのように支えるかを工夫することで、生徒一人ひとりの居場所づくりを充実させる。
- (5) 学校行事を通して、生徒一人ひとりが活躍できる場を設定する。
- (6) 人権教育や道徳教育を充実させる。
 - ①「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを人権教育の取り組みを通して理解させる。
 - ②生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

3 保護者や地域へのはたらきかけ

- (1) 授業参観で道徳や特別活動等の時間を公開する。
 - ①保護者や地域教育資源を活用した道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (2) 学校（ホームページ）・学年・学級通信を通して、いじめ問題への取り組みを紹介し、協力を呼びかける。
- (3) 学校評価アンケートにいじめの取り組みに関する項目を設け、取り組み内容を評価し、次の取り組みに生かす。
- (4) 学校いじめ防止基本方針やいじめ対策組織の存在及び取り組み等について、諸行事、講話、HP 掲載等を通じて広く周知し、生徒・保護者・地域へ向けていじめに対する学校の姿勢を表明する

4 いじめの未然防止のための職務別ポイント

- (1) 学級担任等
 - ①日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
 - ②はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ③一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
 - ④教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (2) 養護教諭
 - ①学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- (3) 生徒指導担当教員
 - ①いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ②日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- (4) 管理職
 - ①全校集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
 - ②学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
 - ③生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
 - ④いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは、早期発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

(1) 生徒の立場に立つ

①生徒一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、教職員が人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

(2) 生徒を共感的に理解する

①集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするスキルを高める必要がある。

2 いじめ発見のきっかけ

「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

- ①小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は612,496件であり、児童生徒1,000人当たりの認知件数は46.5件である。
- ②小・中学校・高等学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している（小学校75.6%、中学校64.9%、高等学校55.1%）
- ③いじめ発見のきっかけで一番多いのは、小・中学校、高等学校は「アンケート調査など学校の取組により発見」である。（小学校62.3%、中学校50.1%、高等学校34.0%）
- ④いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっている。（小学校91.6%、中学校78.2%、高等学校59.2%）
- ⑤いじめの状況として一番多いのは、いずれの校種においても、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」である。
- ④インターネット上のいじめについては、認知件数が増加している。SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、そうした態様のいじめを学校が認知しきれてない可能性がある。

3 いじめの態様・いじめの特性について

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

(1) いじめの態様

分類	抵触する可能性のある 刑罰法規
①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	脅迫、名誉棄損、侮辱
②仲間はずれ、集団による無視。 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行、傷害
⑤金品をたかられる。	恐喝
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗、器物損壊
⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要、強制わいせつ
⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	名誉棄損、侮辱

(2) いじめの特性（いじめが見えにくいのは）

①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

ア 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。【時間と場所】

イ 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。【カモフラージュ】

②いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には・・・

ア 親に心配をかけたくない。 イ いじめられる自分はダメな人間だ。

ウ 訴えても大人は信用できない。 エ 訴えたらその仕返しが怖い。

などといった心理が働く

③ネット上のいじめは最も見えにくい。

ア ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

4 早期発見のための手だて

いじめの早期発見の基本は（１）生徒のささいな変化気づくこと、（２）気づいた情報を確実に共有すること、（３）（情報に基づき）速やかに対応すること、である。「文部科学省 生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針策定Q&A」

キーワードは「見過ごし、(気づきながら)見逃し、先延ばしは絶対にダメ」

（１）日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

（２）観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

（３）観察の方法 ～生徒とのやりとりから生まれる信頼関係～

①日頃の教育活動でやっていることをより意識的、積極的に行う。

ア 出席点呼で生徒の顔を見る イ 学級日誌 ウ 個人ノート エ 生活ノート
オ 保健室の様子

②関係職員による教育相談の活用。

③学校カウンセラーなど関係機関の活用。

④毎月の生活アンケートの活用。

（４）本部中学校の日課表に沿ったいじめの観察項目

項目	時程	観察項目
登校	8:00～8:10	・遅刻や欠席が急に目立ってきていないか。
出席点検 朝の活動	8:15～8:30	・生徒の顔色や健康状態。 ・特定の生徒へのひやかしなどがいないか。
1校時～ 6校時	8:40～15:45	・生徒の顔色や健康状態。 ・授業に対する意欲が急激に低下していないか。何もせずにふせ寝や居眠りをする。忘れ物が多い。保健室へやたら行きたがる等。 ・グループ活動に参加していない。参加しようとしめない。 ・特定の生徒の発表をひやかす。生徒同士で目配せをして笑う。 ・特定の生徒の誹謗中傷が書かれた手紙を生徒間で回す。

休み時間	各校時の間	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の生徒がからかわれている。殴られている。 ・生徒間でふざけ合いのような感じで、殴り合っている。 ・携帯電話の内容について、特定の生徒の誹謗中傷が聞こえる。 ・今まである集団と教室移動を共にしていたが、一人で移動するようになっている。 ・教室移動の際に、特定の生徒が他の生徒たちの学習用具をたくさん持っている。
給食準備	12:30~12:45	<ul style="list-style-type: none"> ・何週間も同じ生徒が給食の食器などを取りに来る。 ・給食準備をすべき生徒は準備をせずに、いつも特定の生徒が給食準備をしている。(その指導はせずに担任も一緒に準備している) ・給食配膳の際、特定の生徒の分量が多く、特定の生徒の分量が少ない。
食事	12:45~13:05	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の生徒が立ち歩き、他の生徒の給食をもらう。(デザートなど) ・特定の生徒に給食のおかわりをお願い(命令)する。 ・特定の生徒が苦手になっている料理がその生徒の器に大量に盛られている。
片付け	13:05~13:15	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の生徒がいつも片付けを押し付けられている。
清掃	13:15~13:30	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃すべきメンバーが全員そろっておらず、特定の生徒がいつも清掃をしている。 ・特定の生徒が清掃中に水をかけられたり、制服を汚されたりしている。
休憩	13:30~13:55	<ul style="list-style-type: none"> ・ある生徒が、仲の良かった集団から離れ、教室に一人いることが多くなった。 ・休憩中に使用したボールなどの用具の片付けを特定の生徒がやっている。
帰りの会	16:05~16:15	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の生徒に配布物が配布されない。 ・机やイスが、隣の生徒や近隣のグループから不自然な形で離されて置かれている。 ・特定の生徒の机などに誹謗中傷の内容の落書きがされている。
部活動	16:05~	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅のため、あるいは部活動に参加しようとしてエントランスに行くと、外ばきの靴が隠されている。捨てられている。 ・特定の生徒の部活動への遅刻や不参加が急に目立つようになった。 ・部活動を辞めたいと急に言ってきた。 ・一緒に活動する部員が以前と変化した。

(5) 情報の共有

生徒の観察から得られた情報は適切な方法で共有する必要がある。以下にその例を挙げる。

- ①メモ（付箋紙）等の活用。
- ②週案の活用。
- ③必要に応じて、関係職員による相談を行う。

※必ずしも設定された相談ではなく、普段の会話の中で情報交換を行う。

5 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(1) 本人からの訴えには

- ①心身の安全を保証する。

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

- ②事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの生徒からの訴えには

- ①いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

- ②「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないこと伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

- ①保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

- ②問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが重要である。

- ③生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

6 いじめの早期発見のための職務別ポイント

(1) 学級担任等

- ①日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ②休み時間・放課後の生徒の雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ③個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

(2) 養護教諭

- ①保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、その機会を捉え悩みを聞く。

(3) 生徒指導担当教員

- ①定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ②保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ③休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡視において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

(4) 管理職

- ①生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ②学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

IV いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 「いじめ防止対策委員会」について

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本部中学校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開していく。

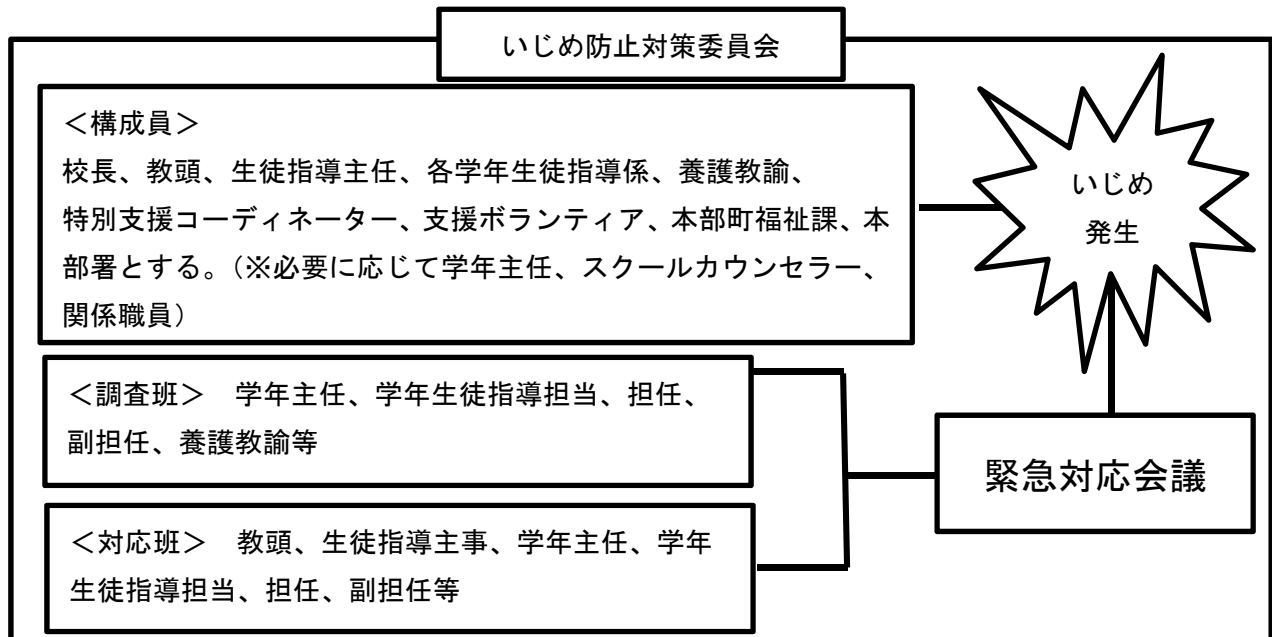
(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員について

「いじめ防止対策委員会」の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、特別支援コーディネーター、支援ボランティア、本部町福祉課、本部署とする。

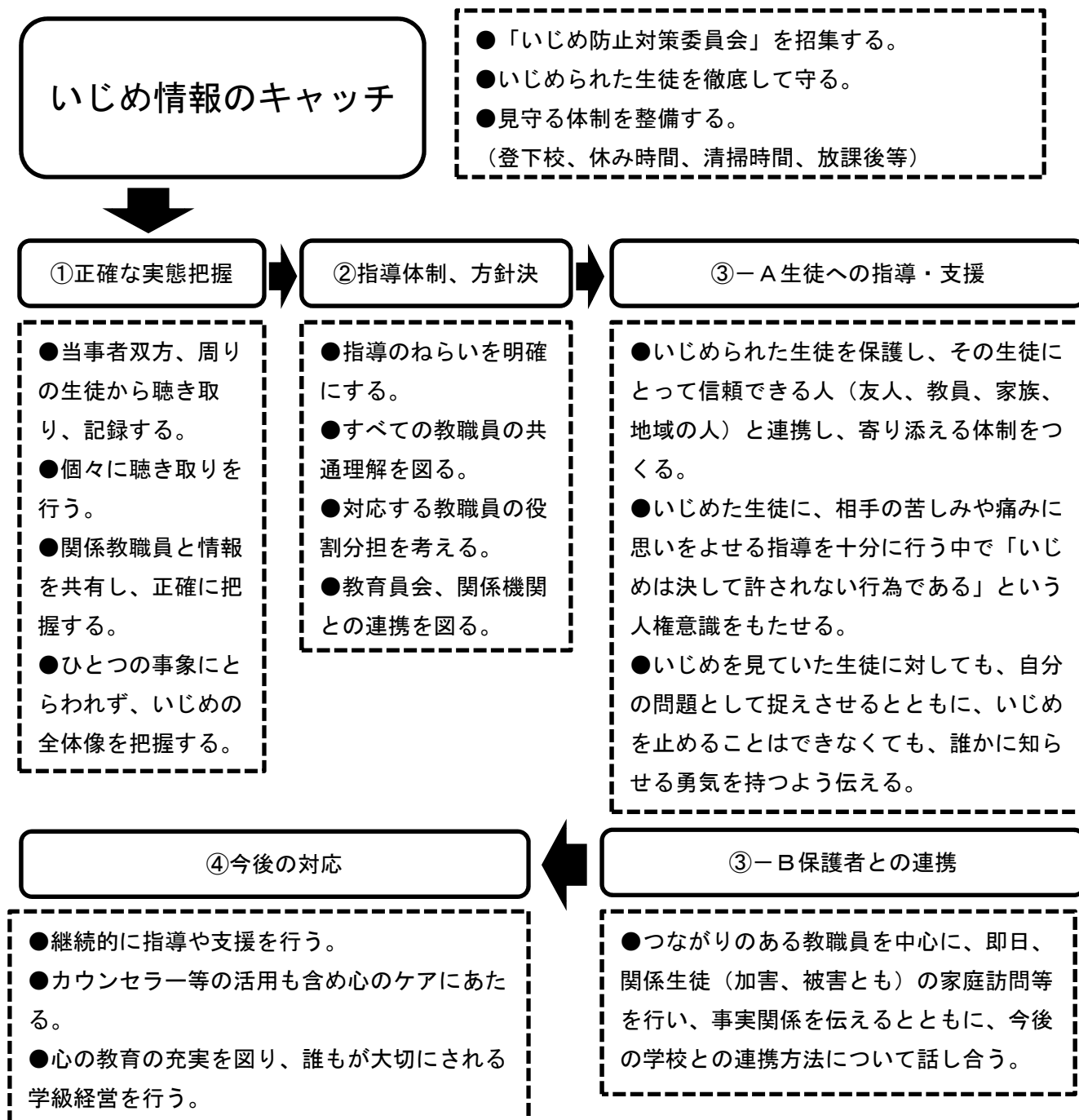
(※必要に応じて学年主任、スクールカウンセラー、関係職員も参加する)

(※「いじめ防止対策委員会」は既存の生徒指導委員会と兼ねて設置される、原則週1回開催)

(2) 「いじめ防止対策委員会」組織体制・役割



2 いじめ対応の基本的な流れ



3 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ①いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが重要である。
- ②状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ①いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ②短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ③把握すべき情報例

ア	誰が誰をいじめているのか？	【被害者と加害者の確認】
イ	いつ、どこで起こったのか？	【時間と場所の確認】
ウ	どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？	【内容】
エ	いじめのきっかけは何か？	【背景と要因】
オ	いつ頃から、どのくらい続いているのか？	【期間】
※生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること		

4 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた生徒に対して

①生徒に対して

- ア 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- エ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②保護者に対して

- ア 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

- ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- エ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- オ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた生徒に対して

①生徒に対して

- ア いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- イ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

②保護者に対して

- ア 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ウ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの生徒たちに対して

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導をする。
- ⑤いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分の問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ①いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ②教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

5 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) トラブルの事例

※子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

ネット上のいじめ	特殊性による危険
ア メール上のいじめ	●匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
イ ブログでのいじめ	
ウ チェーンメールでのいじめ	
エ 学校非公式サイト (学校裏サイト)でのいじめ	●掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ●スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
オ SNSから生じたいじめ	
カ 動画共有サイトでのいじめ	●一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

※ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

(3) 未然防止のためには

学校での高速遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

①未然防止の観点から保護者へ伝えたいこと

ア 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

イ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

ウ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

②早期発見の観点から保護者へ伝えたいこと

ア 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

(4) 情報モラルに関する指導の際、生徒に理解させるポイント

①誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

②発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

③匿名でも書き込みをした人は、特定できること。

④違法情報や有害情報が含まれていること。

⑤書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

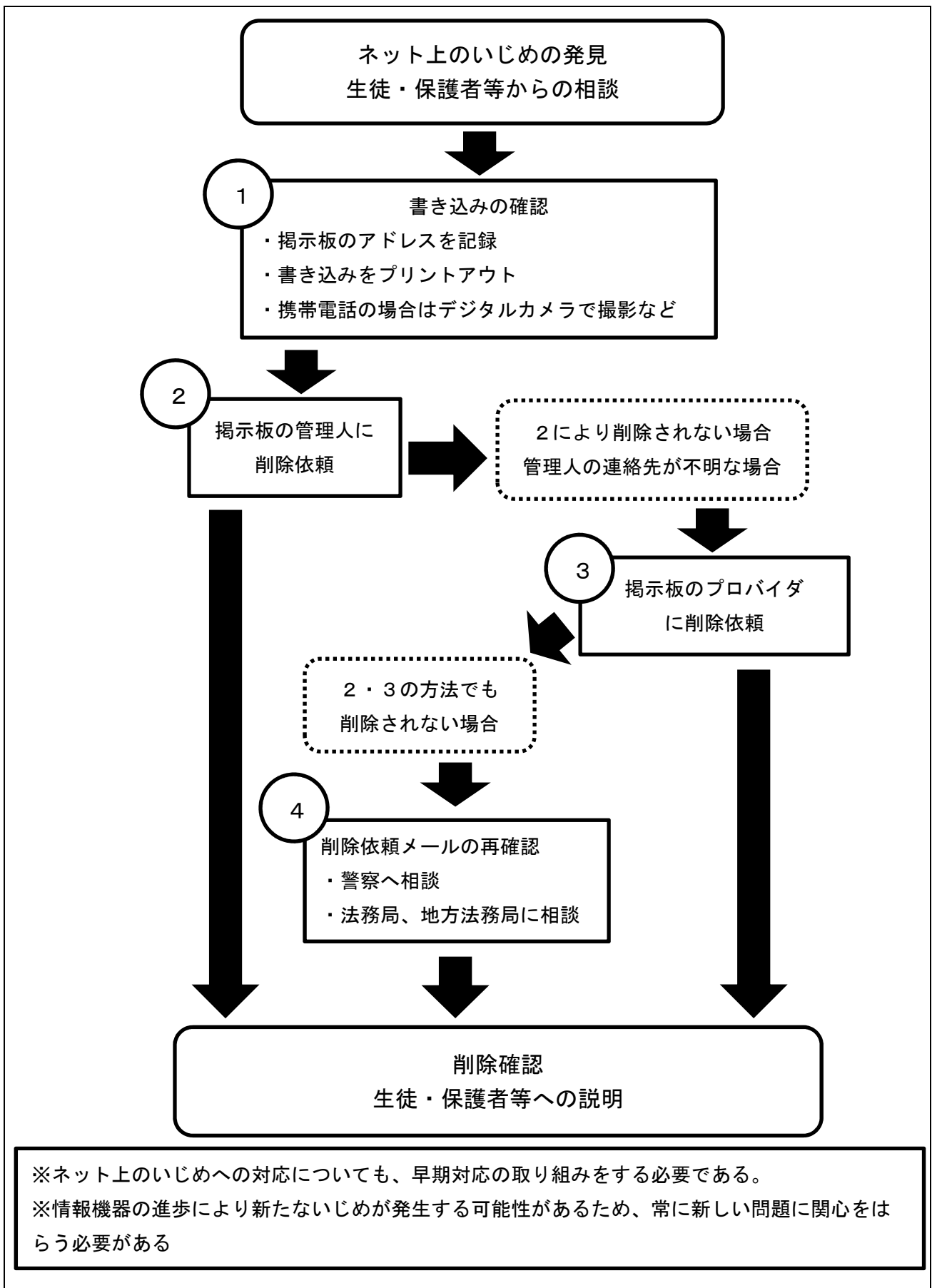
⑥一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。

(5) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

①書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

②学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

③ネット上の書き込み等の削除の手順例



6 いじめへの早期対応のための職務別ポイント

(1) 学級担任等、養護教諭

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聴き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聴き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ④いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聴き取りを行う。
- ⑤教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際得られた情報は確実に記録に残す。
- ⑥一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- ⑦家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ⑧いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ⑨事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(2) 管理職、学年主任、生徒指導担当教員等

- ①正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)
- ②「いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応」、「その保護者への対応」、「教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無」等について学校内でいじめ対応の体制をつくる。
- ③ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
- ④生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ⑥指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。
- ⑦現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

7 「重大事態」への対処について

いじめ防止対策推進法においては、「重大事態」への対処についても、各学校でその在り方についても各学校の「いじめ防止基本方針」に明記することとなっている。以下にその在り方についてまとめた。

(1) 「重大事態」とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる

【いじめ防止対策推進法第28条及びいじめ防止基本方針より】

(2)「重大事態」が発生した際の具体的な対処の手順

※原則として①～⑩の手順で対処が進んでいくものとする。

①本部中学校から、本部町教育委員会を経由して、本部町長へ「重大事態」発生報告を行う。その際、次のような項目等を報告する。

ア 被害生徒の氏名・学年・性別。

イ 欠席期間・その他の生徒の状況。

ウ 生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容。

②本部町教育委員会が「重大事態」についての調査主体（本部町教育委員会か本部中学校）を判断する。

③調査主体が本部町教育委員会の場合、「重大事態」の調査組織や調査組織の構成員を決定する。

④調査主体が本部中学校の場合、校内の「いじめ防止対策委員会」を母体とし、調査を行う。その際には必要に応じて関係機関職員や専門家にも参加を依頼する。

⑤いじめられた当該生徒からの聴き取りが可能な場合は、重大事態に関わる内容を聴き取る。聴取内容は、いじめ行為が「いつ（いつ頃から）」、「誰から行われ」、「どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係」「学校・教職員のこれまでの指導経緯」等が想定される。

⑥保護者、教職員（学級・学年・部活動）、関係する生徒など、必要な対象者からも聴き取りを行う。※⑤、⑥いずれにしても、情報を提供してくれた生徒を守ること最優先した調査実施が必要である。

⑦「重大事態」発生から、1ヶ月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめる。

⑧聴取した内容を踏まえて、当該生徒が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して今後の支援方策を検討する。

⑨聴取結果（及び支援方策）について、当該生徒及び保護者に説明する。また、希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を、聴取の結果の報告に添えることができる旨を説明する。

⑩聴取の結果等の内容を書面にて本部町長等に報告する。

⑪本部町長等が当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、再調査という）を行うことができるとされている。本部町長等による再調査があれば調査実施に協力する。

(3)「重大事態」聴取結果等のとりまとめ・報告事項の例（参考）

【文部科学省平成26年3月「いじめ防止対策推進法」第28条第1項第2号に係る「重大事態」への対処（周知依頼）文書より】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 当該児童生徒
(学校名)
(学年・学級・性別)
(氏名)2. 欠席期間・当該児童生徒の状況3. 調査の概要
(調査期間)
(調査組織)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性)4. 聴取内容
(1) 当該児童生徒・保護者
(2) 教職員
(3) 関係する児童生徒・保護者
(4) その他5. 今後の当該児童生徒への支援方策 |
|--|

V いじめ問題に取り組む体制

1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

(1) いじめ防止指導を進めるにあたってのチェックポイント

- ①いじめの問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- ②いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ③いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応しているか。

④学校評価アンケートにいじめの取り組みに関する項目を設け、取り組み内容を評価し、次の取り組みに生かす

(2) いじめ防止指導年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月
校内研究等 職員会議	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会 いじめ防止基本方針確認 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事案発生時、緊急対応会議の開催</div>		学校評価アンケート実施 (生徒・保護者・教職員) ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し・評価(中間)	・学校評価アンケート結果のまとめおよび、取り組み修正
防止対策	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div> <ul style="list-style-type: none"> 学級PTA等で保護者への啓発 授業規律の確認・徹底。分かる授業。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div> <ul style="list-style-type: none"> 応援合戦の取り組み 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div> <ul style="list-style-type: none"> 授業規律の徹底 分かる授業(通年) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div>	
早期発見	毎月のアンケート				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">休み時間や休憩時間の校内巡視(通年)</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育相談月間</div>		

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内研究等 職員会議	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事案発生時、緊急対応会議の開催</div>			・学校評価アンケート実施(生徒・保護者・教職員)	・学校評価アンケート結果のまとめおよび、取り組み修正 ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し・評価(最終)		
防止対策	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div> <ul style="list-style-type: none"> 応援合戦の取り組み 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div> <ul style="list-style-type: none"> 合唱コンクールの取り組み 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人権の日</div>
早期発見	毎月のアンケート						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">休み時間や休憩時間の校内巡視(通年)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育相談月間</div>					

2 家庭や地域との連携

最近の学校現場にとって家庭や地域との連携は不可欠である。その連携を深めるために学校の出来事や様子を学校通信や学級通信などを活用して情報発信を積極的に行うこと、また週一回行われる校内の生徒指導部会に地域の区長を招くことで地域と一体になって学校の課題を解決することで、いじめの早期発見、早期解決へとつながっていく。

3 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

(1) 関係機関連絡先一覧

相談機関名	電話番号	受付時間	所在地	備考
本部警察署 生活安全課少年係	0980- 47-0110		本部町字大浜 850-1	警察
渡久地交番	0980- 47-4376		本部町字渡久地 1-2	警察
コザ児童相談所	098-937- 0859	月～金 9:00～16:30 (休) 土・日・祝祭日・	沖縄市知花 529-1	
北部福祉保健所 家庭児童相談室	0980- 52-0051	月～金 8:30～17:15 (祝日除く)	名護市大中 2-13-1	
本部町福祉課	0980- 47-2165	月～金 8:00～17:00 (休) 土・日・祝祭日・ 年末年始	本部町東5番	
児童家庭支援 センターなごみ	0980- 54-8531		名護市港 2-3-5	
本部町民生委員 児童委員協議会	0980- 47-6655		本部町字大浜 881-4	
子どもの人権 110番	0120- 007-110	月～金 8:30～17:15	那覇地方 法務局	電話相談
ゆいはーと北部	0980- 51-6320		本部町字伊野 波 258-1-104	母子生活支援 施設
どーなっつ	0980- 43-6475	月～金 13:00～17:00	本部町字谷茶 437-9	

3 いじめ早期発見のためのチェックリスト

(1) いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

(2) いじめられている生徒

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えても保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

●授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友達から冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編制の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

●昼食時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の生徒にあげる | <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |

●清掃時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

●その他

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

(3) いじめている生徒

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の生徒のみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の生徒に指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう | |